

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
【認定】		
1	幼稚園が3歳未満児の保育所定員を設定して、認定こども園となる場合、在園児の中には2号認定となる園児がいる可能性があり、2号認定の定員を超える場合は1号認定として継続することは可能か。それとも2号認定として、1号認定の定員内であれば入園を継続することが可能か。	2号認定定員を超えたから1号認定とするのではなく、あくまで認定は認定として行い、定員を超過した分については弾力化で対応をすることとなる。
2	保育標準時間と短時間の優先順位について、標準時間の乳幼児を優先させる方法でよいのか。	基本的には標準時間の園児を優先させることとなるが、細かい基準やイメージについては現在検討中であり、追ってお示しする。
3	保育所型認定こども園の短時間保育児(教育標準時間)の認定区分は1号になるのか。また、そもそも認定をするのか。	教育標準時間の児童であれば1号認定となり、認定についても保育認定を受ける児童の場合と同様に必要となる。
4	認定証の形式(カード式又は通知文書式)は定まっているか。	認定証については既に記載事項等はお示しており、今後形式を示すことは考えていない。→自治体向けFAQ(第2版)【認定】11
5	子ども・子育て支援法施行規則第7条に「市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする」とあるが、これは市町村から公立・私立保育園に通知するという理解でよいのか。また、通知の時期や方法、様式はあるか。	施設を通じ保護者に対し通知を行うことが可能。通知の時期、方法、様式を今後示す予定はない。
6	保育短時間認定についてパート勤務を想定した制度設計とのことだが、一概にパート勤務といってもシフト等の関係で園が設定する時間内では難しい場合もあり、時間外料金が多くかかってしまい結果的に保育標準時間の料金よりも多額になってしまうケースがある。こういった場合園において保育短時間、標準時間の2パターンをみの時間設定ではなく、3パターン程度設けることは可能か。また、時間外料金については国から示されているのか。	短時間、標準時間以外の時間設定を行うことはできない。保育短時間認定に係る利用可能時間帯の設定は1施設1時間帯で定めることが基本と考えられる。しかし①質の高い教育・保育を提供する観点や施設・事業の人員体制確保の観点②自治体向けFAQ(第6版)【認定・利用調整】20に示しているような認定事由の取扱いを踏まえた上で、施設・事業者が複数の時間帯を設けるべきと判断する場合は、例外的に、当該施設・事業者が複数の時間帯を設定することも可能。また、時間外料金については、延長保育の単価を予算編成を経て決定するので、秋頃概算要求の段階で一旦金額についてはお示しすることになるかと思う。→自治体向けFAQ(第2版)【利用者負担額】27、自治体向けFAQ(第6版)【認定・利用調整】21
7	国の自治体向けFAQにおいて「現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしている」とあるが、これは公定価格計算上も保育標準時間の単価で計算してしまっているのか。	認定した区分の単価を使うことになるので、この場合は標準時間単価で計算することとなる。
8	子ども・子育て支援法施行規則第12条に市町村の職権により支給認定の変更認定を行う場合の手続きについて記載があるが、これは満3歳未満の児童で3号認定を受けていたものが、誕生日をむかえ2号認定に移行する際は毎回行うこととなるのか。(3歳の誕生日をむかえる児童がいる月は必ず変更認定処理が発生するということか)	現在検討中であるため、追って方針をお示しすることになるが、基本的には毎月認定作業を行うのではなく、1年などある程度まとまった期間ごとに認定を行うことを想定している。
9	保育所の認定申請の際、3号認定で、事由が就労である場合、就労時間が市が設定した下限時間に満たない場合は認定証はどのように扱うことになるのか。申請自体が市の基準に満たないため、認定申請の受理をせず返却するのか、それとも認定申請は受理した上で、認定不承諾通知を出すことになるのか。	外形上明らかでない場合(その場で書類の審査を行い、申請者に返却する等でない場合)、市で定めた基準を明らかに満たしていないとしても審査の結果を通知することとなる。
10	子ども・子育て支援法施行規則第3条い認定期間は1ヶ月以内にするということだが、これは実務上、例えば〇月〇日まで申請書を出してもらうことを利用希望者に対して通知し、1か月の算定開始日は実際書類が出てきた日ではなく、こちらが指定した提出期日からと考えてもよいのか。	国として想定しているのは、書類の到達日から1か月であるが、運用において、左記のような取り扱いをすることは市町村の判断で可能。
11	現在保育所等に入所している児童については新たに申請書を提出してもらい、認定を行う必要があるか。「みなし」として特設申請書の提出を求めず認定を行うことは可能か。	基本的には「みなし」であっても申請書の提出が必要。ただ、保育所等が毎年行っている現況確認で認定に必要な情報が把握できるのであれば、現況確認をもって認定の申請にかえることも市町村の判断で可能。
12	2号認定を受けた児童で、希望している認定こども園が2号認定は受け入れられないが、1号認定であれば受け入れ可能という場合、保護者が1号でもいいのでその施設に入りたいといった場合は入所が可能か。またその場合は認定は1号で行うこととなるのか。	1号に認定を変更し、入所ができることとなる。→自治体向けFAQ(第3版)【認定・利用調整】15

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
13	認定申請と施設の利用申込は同時期にまとめた様式で行うことが可能か。	お見込みの通り。
14	保育必要量については、父母のどちらを基準に算定し、認定証に記載するのが、(父母ともに標準時間に該当する場合のみ、必要量は標準時間と記載するということが。)	父母双方の状態を確認し、考慮した上で認定を行う。
15	認定証をH27年4月以前に発行してもいい根拠はどこか？	子ども・子育て支援法附則第十二条に「第二十条の規定による支給認定の手続、～その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる」とあり、根拠となる。
16	認定証は市をまたいで有効なのか？	市町によって認定基準が異なるため、居住地が変更となった場合は改めて認定を行う必要がある。 →自治体向けFAQ(第3版)【認定・利用調整】21
17	認定の処理期間の基準日についてですが、施設で取りまとめて市に送ってくる場合、市役所で受理した日を起算日としてもよいとなっているが、公立幼稚園についても同様か？	公立施設についても私立施設と同様、市役所で受理した日を起算日として扱うことができる。
18	支給認定の経過措置の取り扱いについて、施行規則附則第2条により、現在入所している子どもの場合は、新制度移行で短時間認定該当の場合でも、不利益にならないような取り扱い(標準時間認定)をすることとなっているが、新制度では兄弟で同一施設に入所する場合、下の児童が入所する際にこの経過措置の考え方は適用できるか。 ※同一の保護者に対し、短時間と長時間の認定は同時にできないので、下の児童が短時間認定しか認められない場合には、結果として上の児童が短時間認定にしなければならないことになる。	経過措置の考え方は、新制度移行により利用者に不利益がないように対応することである。支給認定にあたっては様々な家庭状況等を踏まえて市町が判断することとなる。今回のケースについては、下の児童の標準時間認定を認めない場合に、上の児童に不利益が生じると市町が判断するのであれば、下の児童について標準時間認定することは差し支えない。→自治体向けFAQ(第5版)【認定・利用調整】32
19	転居が見込まれる場合の利用調整は、転居元市町と転居先市町との利用調整の中で、子どもの不利益にならないように利用を調整していくべきと考えるが、3月後半に転居となる場合、 ①支給認定は居住市町で行うことになっているので、転居先市町で支給認定をすることになるが、申請のタイミングはいつか。法律上住民票の移転申請が最も早いと考えられるが。 ②3月末転居となると、4月1日入所までに支給認定が間に合わないことになる。転居元市町は転居とともに認定取り消しの処理をするため、入所時点で施設型給付を受けられないということになるのか。	①転居先での申請は、住民票を移すときである。法律上、事前準備行為のようなものは規定されていない。 ②4月1日をまたぐ場合、支給認定が取り消されている状態をどう救済するかについては、子ども・子育て支援法第28条第1項第1号の規定により、「特例施設型給付」の支給でもって対応することになる。支給する市町は転居先市町なので、支払い者は同じであるが、扱いとしては別物になる。 ※法第28条第1項第1号(特例施設型給付費の支給) 第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。 一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむをえない理由により特定教育・保育を受けたとき。
20	支給認定の有効期間について、「求職活動」を理由とする場合、有効期間の起算日は認定申請をした日なのか、それとも児童が施設に入所する日になるのか。	有効期間の起算日は認定証の交付日となる。求職活動をするために児童を施設に預けることを希望しており、認定証が発行されても入所施設がなかなか決まらず90日を経過してしまうという場合も考えられるが、そういった場合は実状に応じて有効期間の延長を行うこととなる。→自治体向けFAQ(第5版)【認定・利用調整】3

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
21	3号から2号への職種での切り替えはいつか。	3歳の誕生日の前々日である。システム上は誕生日の前々日の24時に切り替わる。(例:10月1日が誕生日の場合、9月29日から9月30日になる際の24時に切り替わる)→自治体向けFAQ(第4版)【認定・利用調整】1
22	自営業者の場合、就労時間の証明は(自分で発行する)就労証明書のみでよいのか。	自治体の判断による。就労証明書で足りないということであれば、確定申告や源泉徴収等の必要と思われる書類の提出を求めることになる。
23	保育に欠ける事由が「就労」の場合、認定の際休憩時間や通勤時間も考慮するのか。26年9月10日付雇児発0910第2号による通知ではp8のAで「保育必要量に係る時間数については「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること」とあり(A)の保育標準時間認定の保育必要量では「休憩時間や通勤時間も考慮し」とある。しかしこの認定の区分では(A)で「就労時間が1か月当たり20時間以上である場合には原則として保育標準時間認定とすること」とあり、休憩時間や通勤時間を考慮する旨の記載はない。これは「認定」区分においては就労時間のみに判断し、保育必要量の確認には通勤時間や休憩時間も含んだ時間で判断することか。	認定の際は事由が「就労」の場合、就労時間のみで認定に該当するか否かを判断する。その上で標準時間、短時間の別は休憩時間や通勤時間も考慮した時間数で判断する。認定の基準では保育短時間認定であっても、保育必要量の判断において通勤時間等をプラスした場合保育標準時間になるということもある。
24	出産を理由として上の子を保育所に預けたい場合、認定証の有効期間が施行規則上「～保護者の出産日から起算して八週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間」とあるが、もし出産日が前倒しになった場合は有効期間はどうか。(申請は出産前に出産予定日で認定をもらうため、実際の日付とずれる可能性がある)	認定証の有効期間の記載を「出産日から」という記載にすれば、有効期間のずれは生じない。
25	転居の場合、転居元の市町村で認定を出してほしいという要望がいくつかの市町村から来ているが、例えば静岡県のA市から北海道のB市へ転居し仕事も変わる場合、転居元での認定を求められた場合はどのように判断すればよいのか。4月1日の状況について認定を行うので、北海道の会社での就労状況をもとに静岡の市町が認定を出すことになるのか。	利用調整は認定を受けていることが前提となるため、利用調整を行うことはできないが、ただし、利用者の不利益とならないよう、相手市町村との情報交換等において、利用者が転居後すぐに申請を行うことができるよう対応することが望ましい。静岡県の市町で、北海道の会社での就労を理由として認定を行うことはできない。
26	支給認定等にかかる留意事項通知についてp10の6-iiに経過措置の規定があるが、これは例えば、現在就労を事由として保育標準時間で施設を利用している者が27年度途中で、職を辞め、求職を理由として新たに施設利用を希望する場合も適用されるのか。また、新制度基準では短時間認定に該当してしまうが今は標準時間で施設を利用している者の場合、同様に求職により施設利用を希望した場合はどうか。	現在長時間利用をしているのであれば、来年度途中で事由が変更し短時間区分となったとしても、また新制度の基準では短時間区分である場合でも当該経過措置が適用され、施設の長時間利用が可能である。
27	子ども・子育て支援法施行規則第8条1項において、支給認定の有効期間の記載があり、「支給認定が効力を生じた日から～」とあるが、この支給認定が効力を生じた日とはどのように考えるのか。市の施策として本来の入所費の1ヶ月ほど前から「ならし保育」を行っているが、例えば就労を理由に認定申請した場合、この「ならし保育」の利用を希望している保護者に対しては、支給認定の効力は、就労開始日ではなく、児童が施設に入る日からと自治体の裁量により判断してもよいのか。	自治体の判断において「ならし保育」開始時から効力を生じるとすることは可能。
28	在園児については、客観的には保育短時間認定の対象となる場合であっても、保護者が希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置が設けられるとのことだが、この経過措置は平成26年度在園している児童が対象となり、平成27年度以降入園児は対象とならないということでしょうか。例えば現在在園している園児で、客観的には保育短時間認定の対象であり、平成27年度から短時間認定を受けているが、平成28年度からは長時間認定を受けたいといった場合当該経過措置を適用することは可能か。	平成26年度在園児のみが対象となるが、この経過措置が適用されるのは、制度改正の変わり目のみなので、平成28年度以降長時間認定を希望したとしても経過措置の適用外となる。
29	4月2日生まれで、来年度4月1日時点では2歳児の児童の場合、翌日には3号認定から2号認定になってしまいうが認定は3号認定で出し、その後職種で変更ということになるのか。最初から2号認定を出すことはできないのか。	4月2日生まれの児童の場合「満3歳に達する日」とは前日の4月1日であるので、2号認定の認定証を発行することとなる。(4月3日以降の誕生日の児童の場合は3号認定を出す必要があるが、4月3日や4日が誕生日の場合、発行後すぐに回収することになってしまうため、認定証の発効日を調整する、認定証にその旨記載するなど、自治体の判断によって工夫してほしい)

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
30	在園児に対する経過措置はその園児が卒園するまで適用されると考えてよいのか。例えば経過措置の適用により標準時間認定を受けた児童が0歳児であった場合、5歳児で卒園するまで、標準時間認定を継続できるということか。また、これは保護者の状況が変わった場合はどうなるのか。	保護者が保育を受ける条件に該当する限り、経過措置が適用される。(保護者の状況が変更したとしても、それが短時間認定は受けられるような状態であれば、経過措置が適用される)
31	市の政策として妊娠・出産による保育利用は産後4ヶ月まで認めているが、新制度においては産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日が期限かと思う。これは市の判断で延長をすることは可能か。	この場合「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」が事由というわけではなく、「前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること」の部分に該当することになるかと思うので、市町村の判断で産後4ヶ月まで認めることは可能。
32	現在認可外施設だが、来年度認可施設に移行する場合、在園児については、市町村の判断で経過措置を適用(現在長時間利用しており、保護者が望む場合短時間認定に該当する場合でも、標準時間認定を受けることができる)してもよいのか。	特に認可と認可外を区別する規定はなく、そのため個別の事情に応じて市町村で判断し必要と認めるのであれば、認可外から認可への移行という場合であっても標準時間認定をすることができる。
33	保護者が現在育休中で、上の子が短時間の保育利用をしているが、5月から就労を事由として下の子を保育所に預ける予定である。ただ、市の施策で「ならし保育」をしており、4月から保育所に預けることができるので、市の判断で下の子は長時間認定(保護者の就労要件が長時間認定に該当するため)をしようかと思うが、その場合上の子については4月から下の子と同様に就労要件で長時間認定をすることとなるのか。それとも上の子のみ5月まで短時間認定で、5月から長時間認定ということになるのか。(同じ保護者で別々の認定をすることが可能か)	児童が何人いようと保護者の状態は同一であるため、保護者の事情を勘案し、一番適切な事由で認定をすることとなる。そのため、児童によって認定事由が異なるということはない。また、当該事例の場合「前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由」になるかと思う。
34	支給認定の有効期間について、就労先が変更になった場合(例:常勤からパートへかわり就労時間数により標準時間認定から短時間認定に変更)、就労証明書の提出を受け支給認定を変更することとなるが、この場合有効期間の起算日となるのは下記のうちどれか。 a申請主義であるため、変更の書類が提出された日から b.新たな就労先に採用された日に遡る c変更書類提出の翌月	abcのどれかというaが一番近いが、正確に言うと、提出された日からではなく、認定証を交付した日からである。遡りはしない。
35	妊娠・出産を事由に支給認定をする際の保育必要量は、保育標準時間とすることとされているが、市民から事由は妊娠・出産であるが、保育短時間を利用したいとの話があった。保護者の希望があれば市町村の判断で保育短時間認定を行う規則を制定することは可能か。	新制度はあくまで申請主義であり、本人から短時間でもよいとの申請があったのであれば、それを認めることは法令に違反しない。ただし逆(妊娠・出産が事由であり本人は長時間希望だが、市町村判断により短時間にすることについては基本的には認められず、それ相応の理由が必要となるが、当該ケースであれば認定権者の判断により可能。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
36	新制度に移行する私立幼稚園について、満3歳児については給付の対象となるのか。また、その場合年齢区分は3歳になるという認識でよいか。	幼稚園児として認められるのは3歳児からであり、満3歳児についても3歳になった後であれば1号認定及び給付の対象となる。もし年度途中で3歳児になるが2歳児時点から施設に在籍している場合、幼稚園の面積基準等の対象からその児童を受け入れている部分は除外する必要があり、幼稚園ではなく認可外保育所の基準により児童を預かることとなる。また、年齢区分はお見込みのとおり3歳となる。
37	月途中の認定変更について、保育必要量の月途中変更は、短時間保育利用者の利用料の徴収にも影響が及ぶ、園や市の事務の煩雑化を避けるため、月単位で行う給付に合わせ、変更申請のあった翌月初日から変更認定を行い、保育の提供についても翌月から対応することは可能か。	月途中で受け付けた申請の変更認定において、処理期限は30日と規定されているが、これはあくまでも事務処理に要する期間を考慮した日数である。そのため、翌月初日からの適用を行う等、意図的に処理を遅らせることはできない。
38	支給認定変更認定申請書の提出を受けた場合、必要事項を記載し支給認定証を返還することとされているが、これは提出を受けた変更認定前の支給認定証に直接修正するのか、もしくは新たな支給認定証を発行するのか。また変更後の支給認定証の有効期間は当初認定日からとするのか、認定内容変更日からにするのか。支給認定証の交付日もいつの時点の日付を記載するのか。	元の認定証を直接修正しても、新たな認定証を発行してもどちらでも問題はない。変更後の認定証の有効期間の始期は変更認定証を交付した日となる。
39	短時間認定の保護者が就労などで、標準時間認定を申請した場合、保護者の申請日から月末まで標準時間認定分の保育を行うこととなる。一方、施設への給付費はその月の初日が基準であるため短時間認定分が支給されることになり、差額が発生することとなるが、その差額は施設が負担することとなるのか。	月途中の認定変更の場合、翌月からの適用となるため月途中に標準時間認定から短時間認定に変更の場合は、利用者負担額の差額は保護者が負担することとなり、短時間認定から標準時間認定に変更の場合は、給付費の差額は施設が負担することとなる。市町において日割りを検討することは差し支えないが、国の精算基準が月単位であるため、日割り分については市町負担となる。
40	施行規則第15条で定める、支給認定変更申請を受けての変更した支給認定証の発行までの処理期限はあるのか。	子ども・子育て支援法規則第15条の届出事項については、特段処理期限を設けていない。通常考えられる範囲内で速やかに処理していただきたい。
41	留意事項通知において、現在保育所等を利用している児童は新制度において短時間認定に該当する場合でも保護者が希望すれば長時間認定とすることができる経過措置があるが、これは認可外保育施設から小規模保育施設に移行する場合も該当するのか。	該当する。
42	【家族構成】 父子一人 【関係】 父母：婚姻関係にある(内縁) 母子：血縁関係にある 父子：血縁関係にない。住民登録においては、子と父は「同居人」と記載されている。 このような世帯において、父親が給付認定における保護者として該当するのかどうか。 平成24年1月11日付け「保育所運営費国庫負担金の適正な執行について」によれば、「家計の主宰者」とは、(1) 保育所入所児を所得税の算定上扶養の対象としている(2) 保育所入所児を健康保険等において扶養家族としている(3) その世帯において最多収入、最多納税の者である場合を総合的に勘案して認定することとなっているが、本件のように父親が母子と家計を同一にしている場合、家計の主宰者として認定することができるかどうか。	本件の場合、父親には子に対する扶養義務を負っていないので、家計の主宰者にはあたらず、よって支給認定における保護者には該当しないといえる。

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
<b>【利用者負担】</b>		
1	子ども・子育て支援法第27条三項の二における利用者負担の規定について「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とあるが、これは民間施設のみに限った規定と考えてよいか。	お見込みの通り民間施設のみに限った規定で公立施設も対象とした規定である。
2	公立幼稚園の利用者負担額を一律〇千円と条例等で記載してもよいか。	基本的には民間施設と同様利用者の所得に応じた応能負担とすることが望ましいが、最終的には自治体の判断となる。
3	現在公立幼稚園は入園料を徴収しているが、私立施設と同様公立施設についても入園料と表記することは適当でないか。	入園料が教育に要する費用を賄うために徴収しているものであれば利用者負担額の中で徴収することが基本であるが、その他の教育の質の向上を図るため必要な経費等である場合は上乗せ徴収として徴収することが可能である。ただ、上乗せ徴収する場合はその用途を明確にし、名称も内容に準じたものにするのが望ましい。→自治体向けFAQ(第2版)【利用者負担額】2
4	利用者負担の所得割課税額に調整控除は適用されるのか。	調整控除は適用する方向で検討中。→自治体向けFAQ(第2版)【利用者負担額】17
5	民間保育所の場合広域利用の取り扱いとしては、利用者負担については保護者の居住地で定める負担額を市町村が利用者から徴収し、給付費とともに施設あて支払うこととなるが、これは公立の施設についてはどのような扱いとなるのか。民間保育所と同様に利用者負担額は保護者の居住地で定める金額を市町村が徴収し、施設の所在市町村へ支払うこととなるのか。	公立施設については市町村からの委託ではなく、施設と保護者の直接契約であるので、施設から保護者に利用者負担額の請求をすることとなる。また、運営費についても施設から保護者居住地のある市町村へ請求することとなる。
6	利用者負担のイメージとして示されている金額の最高額を超えることは可能か、また、階層区分についてこのイメージのとおりではなく、2、3号に近い形に組みなおすことは可能か。	上限を超えることはできない。階層区分については2、3号のように細かく分類していただくことは可能。
7	現在保育料の算定において、両親とも所得税額が0円の場合は同居する祖父母の所得税額を用いて算定することとしているが、新制度では同様の取り扱いは可能か。それとも市町村民税額0円の区分に入ることになるのか。	現在私立保育所については、児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の保育の実施に係る児童の保護者(家計の主宰者である場合に限る)の全てについて、それらのものの課税額の合計額により保育料を算定することとしており、この取り扱いは新制度に移行しても変わらない。→自治体向けFAQ(第3版)【利用者負担額】34
8	利用者負担額の階層区分の「市町村民税額」とは「県民税」を含んだ金額か。	県民税を含まない金額である。
9	利用者負担のイメージについて、それぞれの階層区分の算出元となったデータを教えてほしい。	階層区分の算出元となったデータについては、具体的な数字を示すとそれに縛られることが懸念されるためお示しできないが、算定方法としては(夫・妻・子二人で廃止前の年少扶養控除の対象という世帯で)、現在の保育料の所得税額から所得控除は「社会保険料控除(収入額の1割で設定)」「扶養控除(旧税額見込み)」「基礎控除」のみを採用したもので割戻しを行い、改めて所得割課税額を算出することで設定している。
10	国が示している利用者負担のイメージにおいて、上限は給付単価としているが、この給付単価とはどのようなものを含んだ金額なのか。	給付単価については現在調整中であり、今後追ってお示しする。→自治体向けFAQ(第7版)【利用者負担額】52
11	海外に居住している児童が夏休み期間中だけ帰国し、施設に通うということになった場合、どこの利用者負担額の基準を使うことになるのか。	国内に住所が無い場合、支給認定を受ける市町村の利用者負担額を徴収することとなる。施設所在地が認定を受けた市町村と異なる場合は、認定を受けた市町村の負担額となる。
12	主たる家計の維持者である父親が単身赴任をしており、児童は母親と祖父母宅で暮らしているが、住民票は祖父母宅がある市町ではない別の市町にある場合、利用者負担額は下記のうちのどの市町の金額になるのか。 ①子どもの住民票がある市町 ②単身赴任している父親(主たる家計維持者)の居住市町 ③子どもが居住している祖父母宅がある別の市町	基本的には児童の住民票がある市町の利用者負担額が適用される。ただし長期に渡って住民票の市町とは別の市町で生活をしているなどの場合は、各自治体で居住地の再確認・住民票の変更手続き依頼等を行い、各自治体の判断で居住市町の利用者負担額を適用することも可能。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
13	<p>特別利用保育(教育)の利用料の設定方法を解説してほしい。この場合の給付の流れはどうなるのか。</p> <p>特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</p>	<p>現在金額・手続きについて調整中であるため、追ってお示しする。                  ⇒27年2月5日開催国会議において提示                  →「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)第3条及び4条参照。</p>
14	<p>公立幼稚園及び公立保育園について、市町村が施設型給付の額を定めることとされていますが、額を定めた後、会計処理上で何らかの処理が必要になるのか等、必要となる事務処理等を具体的に教えてください。</p>	<p>国の自治体向けFAQで「公立施設についても施設型給付を定めることとなる」という表現があるが、内閣府の担当者も「利用者負担額」ではなく「施設型給付」の額を定めるとしている点について、その解釈を説明できず、また法においてもそのような解釈をできないのではとのことであった。この点については今後解釈の整理を行い、表現についても改める予定とのこと。平成26年12月5日「子ども・子育て支援新制度における公立施設の予算等の取扱いについて」参照。</p>
15	<p>他市町村からの転入者の場合利用者負担額の階層算定根拠である市民税は4～8月分は前年度の市民税課税額をもって算出することになるが、転入前の市町村において市民税確認のために発行される「所得課税証明書」では、利用者負担額算定のために必要な税額控除の項目の記載がない。源泉徴収票でも全ての税額控除の項目は確認できないため、どのように把握したらよいか。</p>	<p>現行発行している各種証明書で把握できないということであれば、転居元市町村に所得証明を発行してもらい、他書類で把握できない部分についても確認することが必要となる。→自治体向けFAQ(第7版)【利用者負担額】30</p>
16	<p>海外に長期間居住していた場合、利用者負担額の算定はどのように行えばいいのか。給料表などが発行されない国もあるが、そうした場合市町村の判断ということになるのか。</p>	<p>どこで線を引くか、根拠として何をもちめるかは各市町村の判断となる。                  →自治体向けFAQ(第7版)【利用者負担額】31</p>

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
17	利用者負担額の算定について、調整控除は適用されるとのことだったが、所得割の調整措置額については適用となるのか。	適用される。
18	多子軽減の取扱いは、新制度においては必ず適用しなくてはならないものなのか。それとも現在と同様に市町村の判断によって適用しないとする事ができるのか。	多子軽減の取扱いについて、現在はあくまで国の運営費清算基準として示しているのみで、上限として定めているわけではないが、新制度では政令(今後発出予定)において上限として記載する予定であり、第二子であれば国基準額の半額、第三子であれば0円を上限とする。これは市町村において取扱いを変更することはできない。
19	市民税申告をしていない市民に対しては、利用者負担の算定根拠がないが、その場合の取扱いはどのようにしたらよいのか。	まずは税務担当課から申告の催促等を行うことが前提であるが、それでも申告がなされない場合の取扱いは市町で定めていただくこととなる。 →自治体向FAQ(第7版)【利用者負担額】30
20	国の自治体向けFAQ(第4版)【利用者負担額】32において入園に係る事務手続きに要する費用の徴収は、市町村が利用調整を行う2、3号の子どもについては、実費徴収することを認めていないとあるが、実際利用調整だけでなく、利用料納入口座の登録など事務手続きは2、3号においても発生するため、保護者に説明したうえで、徴収を行うことはできないのか。	FAQでいっている「入園に係る事務手続きに要する費用」とは利用調整に係る費用のことを指す。その他の入園に関する費用については入園受入準備費に含まれるが、実費徴収であるので、どのようなものを徴収対象とするかは(運営基準上の条件に該当していれば)最終的には市町及び施設の判断となるが、基本的に金額が明確でないもの(手間賃等)を徴収対象とすることは望ましくない。(対外的な説明がしつかりとできるのであれば対象とすることはできるが)
21	育児休業中で保育を利用しており、年度途中で復帰をし、復帰翌日には短時間認定から標準時間認定に切り替わる場合、利用者負担額は短時間分と標準時間分の日割りで計算し、実際の利用については有効期間の翌日(育児復帰日)から標準時間として利用するということがよいのか。それとも月途中変更とせず、復帰する月の初日から標準時間として認定することはできるのか。	認定の有効期間開始日を月途中としているのであれば、日割り計算をすることとなるが(具体的な計算方法は国の自治体向けFAQ【利用者負担】13)、例えば育児休業の修了予定日が月途中であっても、ならし保育等を考慮し市町村の判断で月初めから有効期間とすることはできる。保育必要量や認定区分が月途中で変更した場合の利用者負担については、翌月から変更後の利用者負担を適用することになる。 ※当初は日割り計算ということで国は回答していたが、改めて省庁間での調整を行った結果方針を変更し、翌月から適用という形に変更となった。 →自治体向FAQ(第7版)【利用者負担額】19
22	外部講師を呼ぶ費用については、上乗せ徴収と実費徴収にどちらとなるのか。また、実費徴収の場合施設の判断で決めてよいとのことだが、市町への報告は不要なのか。	外部講師を呼ぶ費用については、保育の質の向上に資するものと考えられるため、上乗せ徴収である。実費徴収の場合は市町への報告は不要である。
23	上乗せ徴収は必ず園児募集時に説明をしていないと徴収ができないのか。また、上乗せ徴収は園則に記載しなければならないとのことだが、毎年内容の変更が予想され、金額も変わる場合金額まで園則に載せなければならないのか。	保護者への事前説明及び書面での同意書、(私立保育所の場合は)市町村の承認、園則への記載が必要であるため、通常募集時に保護者に知らせ同意書をもらうという流れになるかと思う。しかしこれらの手続きを踏んでいけば、必ず園児募集時に説明しなければならないわけではない。また、金額も園則に載せる必要がある。
24	認定証を保護者に発行する際、誰の名前で出せばいいのか。現在保育所は市町長名、幼稚園は教育委員会で決定通知書を送付している。来年度からはどうなるのか。	どことが事務を所管しているかによるが、通常は市町の保育担当課を想定しているので、市町村長名になるかと思う。しかし教育委員会に事務委任している場合は教育委員会名となる。これは施設によって変わるものではない。
25	両親で認定事由が異なる場合、認定に係る期間が短い方で認定証の記載をすることとなるかと思うが、期間が同じ場合はどういった記載方法となるのか。 ①父母で認定事由が異なるが、有効期間が一緒の場合 a. 父母両方の認定事由を記載 b. 父母どちらかの認定事由を記載 ②父母で認定事由が異なるが、有効期間が異なる場合 →有効期間が短い方の認定事由のみ記載  どうか。	①a、bどちらにするかは市町村の判断で選択可能。 ②有効期間が短い方の認定事由のみの記載でよい。
26	利用者負担額を定める政令はいつ頃発出されるのか。	正式な通知は3月頃だが、内容については既に法令協議をかけているので、正式なものを出す前に2月中旬以降に情報提供ができるかと思う。→3月末発出予定(案は既に提示) →「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)第3条及び4条参照。

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
27	教育標準時間認定の子どもの利用者負担額月額において②市町村民税非課税世帯の利用者負担額が9,100円から3,000円に引き下げられた案が提示されたが、これは市町村が条例もしくは規則で金額を定める際、市町村民税非課税世帯について、3,000円を超える額を定めたとした場合も減免規定により徴収金額が3,000円以下となる場合は法令に違反しないのか。	保育料を「一律〇円」と定めている場合は、条例もしくは規則中に減免に関する規定があり、その規定により政令で定める上限額以下の金額を徴収することとなっている場合は、法令に違反しない(例:条例もしくは規則上教育標準時間認定児童の利用者負担額を一律6,000円と定めており、市町村民税非課税世帯に対して政令で定める金額を上回ってしまうが、減免規定により徴収金額が3,000円以下となる場合は、違反しない)。ただし、条例もしくは規則において階層区分ごとに金額を定めている場合は、政令で定める金額を上回る額を定めることはできない。
28	婚姻や離婚等に伴う保育料変更は今まで通り発生日の翌月からでよいか。	現行の取扱いと同様になる予定。 ※平成7年3月31日付児企第16号通知「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」において「変更が認められる月(その月分を納入済のときは、その翌月)」から行うこととなっている。この「変更が認められる月」とは事由が発生した日ではなく、市町村に変更の申請があった月である。
29	教育標準時間については、「所得割非課税世帯」は第2階層に含むとの記載があるが、保育認定についてはどうなるのか。	保育認定の場合所得税非課税世帯(均等割のみ課税)は第3階層になる。保育認定の第2階層は教育標準時間の第2階層と異なり純粋な市町村民税非課税世帯(所得割・均等割両方対象外)となる。
30	子ども・子育て支援法施行規則第7条に、利用者負担額に関する事項の通知の規定があるが、ここでいう「支給認定を行ったとき」とは、支給認定証を発行したときと同時でなくてはならないのか。利用者負担額については市町村内で同一の基準に基づき定められるが、中には2号認定を受け、利用調整の結果1号として施設を一時的に利用するケースがある。利用調整を経てからでないと利用者負担額が変更する可能性があるため、当市では先に認定証を発行し、利用者負担額については利用調整が終了してから施設の決定通知とともに出す予定だが、法令上問題があるのか。また、保護者と施設に通知する時期は同じでなくてはならないのか。	規則上「同時」や「即時」という記載はないため、利用者負担額の通知は支給認定証を発行したときと同時である必要はない。先に認定証を発行し、利用調整が終了した後利用者負担額を通知するというやり方でも法令上問題があるわけではない。保護者と施設に対する通知も時期が一緒である必要はない。
31	現在保育料の猶予の規定を設けている(保育料の支払いが難しい場合に支払い期間を延長)が、新制度では保育所については市町と保護者の契約になるため、市町で猶予の規定を設けていれば現在と同様にそれを適用することができるかと思う。しかし私立の幼稚園や認定こども園については施設と保護者の直接契約となり、保育料の徴収も施設が行うこととなるため猶予の規定を適用することができるのか。	市町において条例や規則で猶予という規定を設けることは法令には違反しない。ただし猶予をした場合猶予期間中に施設に入る利用者負担額が少なくなるため、その点は市町と施設で合意形成が必要である。市町から施設に毎月支払う給付額については猶予をしようといまいと変わらない。(保育料の滞納と同様の考え方となる)
32	広域利用の際の利用者負担の徴収については、 ・私立保育所:従来通り「保育料」として居住市町が徴収 ・公立保育所:保護者と事業主(市町)の契約となり、保育料は委託先市町が保護者から徴収し、委託もと市町に徴収した保育料額を引いて請求の方法が基本だと考えるが、現在のやり方と同様に公立施設についても居住市町において徴収することはできないのか。	市町間で協議をしている、もしくは契約をしている等で取扱いが整理されているのであれば、居住市町において利用者負担額を徴収することは問題ないかと思う。ただし、法令上はそれをよとする根拠はなく、あくまで運用における取扱いとなるため、市町の責任において行うこととなる。
33	母子家庭で、こどもが二人いるが、一人は祖父母と養子縁組(特別養子縁組ではない)をしている場合、一緒に暮らしているのだが兄弟と認めて多子軽減を適用することに問題はあるか。 ※保育所運営費の取扱いにおいて、母親同士が姉妹で、その子ども達が同一世帯として同じ家に居住している場合、血縁関係上は兄弟ではなく従兄弟だが、多子軽減が適用されるか否かと質問した際、住民票上同一世帯というだけでなく実態として一つの世帯として生活していることが確認できるのならば適用可能との回答あり。	実態として同一世帯として判断した場合については、多子軽減の対象となる。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
34	保育料の計算については市民税額を基に計算することになっているが、年少扶養控除については、税の申告においては税額に影響しないことが多いことから正しく申告していないケースが多い。現在は平成23年7月15日付雇児発0715第1号「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」の「3扶養対象人数等の確認方法について」に「利用者からの申告によるほか、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、その他の関係部門との連携に努めるものとする」とあることから、単純に税部門で把握している情報だけでなく、市町独自様式の扶養親族申告書を基に年少扶養控除を判断し保育料の計算をしている。H27年度以降についてもこの部分の取扱いは継続されるのか。それとも単純に利用者から申告された税額のみで判断してしまっているのか。	H27年度からはあくまで市民税の申告額が算定のベースとなるので、市町村の税部門だけでなく、保育部門等で扶養控除等の情報を収集することは構わないが、そこで把握した情報のみで利用者負担の算定基礎とするのではなく、申告漏れが分かった場合は、市民税の修正申告をしてもらい、正しい税額となった場合に扶養控除についても考慮をすることとなる。そのため、まずは年少扶養控除の申告をするよう本人あて催促をする必要がある。
35	保育時間内に希望者だけ利用者負担額とは別料金を徴収し、ペン習字教室をやろうとしている施設があるが、問題はないのか。	特に問題はない。希望者だけ実施ということも可能である。
36	第8版自治体向けFAQNo.61で、休日保育料を徴収できない旨の記載がある。当方ではすでに新制度に向け一部保育所条例や規則、要綱等を改正し、休日保育・延長保育の利用料を徴収できる規定を設けている。休日保育加算を給付費の中から抜く形であれば、引き続き徴収することは可能か。	公立施設であっても休日保育の利用料を徴収することはできない。本来、公立施設において徴収できる利用者負担額は政令で定めた額を上限としており、休日保育の利用料を上乗せすることはできない。そのため、利用料を一旦徴収しその後給付費と精算する(休日保育加算分の給付を行わない)ということもできない。
【公立施設】		
1	法第26条における施設型給付費の支給に係る施設としての確認は公立施設は対象外となるのか。	公立施設においても「みなし」確認を行う必要があるため、対象となる。 →自治体向けFAQ(第7版)【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】2
2	公立施設の広域入所の場合、現在は委託市町と受託市町で委託契約を結んでいるが、新制度では児童の居住市町と施設が契約を結ぶということではなく、保護者と施設の契約のみになると考えてよいか。また、契約は市長と行うことになるのか。	お見込みの通り。
3	公立施設の広域入所で、施設から保護者に納付書を送る場合、納付先は施設所在市町村でよいか。	お見込みの通り。→自治体向けFAQ(第4版)【利用者負担】7
4	公立保育所は現在11時間開所していない施設もあるが、新制度ではこのような施設は標準時間認定の児童を受け入れる場合は必ず11時間開所しなければならないのか。	基本的には標準時間認定を行う場合は11時間開所をお願いしているが、地域の実情を踏まえ11時間開所をしても利用者がいないと見込まれる場合等は市町村の判断で開所時間を短縮することも可能。
5	新制度では幼稚園の保育料が給付費として支給されることになるが、現在の幼稚園の保育料は、学校教育法により幼稚園は学校として位置づけられており、授業料として徴収している。公立幼稚園の授業料は公の施設の使用料として徴収しており、学校教育法に滞納処分をすることができる規定がないため滞納処分ができないこととなっているが、新制度ではこの取り扱いに変更はあるのか。	現行の取り扱いと変更はない。 →自治体向けFAQ(第3版)【利用者負担額】41
6	公立幼稚園・保育所についてはこれまで通り町の一般財源となり、交付税措置とならと思われるが、算定基準は変わるのか。	国の予算編成過程を経て決定するため、追って通知。
7	公立保育所の新制度への移行手続きはあるのか。	施設のみなし確認が必要となる。みなし確認については、施行規則第二十六条で定める事柄について各市町村で施設の情報を集約化をすることで行う。申請書等の提出を求めるものではない。
8	当町は公立認定こども園が1園ある。幼稚園・保育部として運営しており、規則等については、幼稚園・保育所の規則で対応している。今後新たに、認定こども園としての条例または、規則等を制定する必要があるか。	幼保連携型認定こども園については、子ども子育て支援法を根拠とする施設となり、幼稚園、保育園とは法的に別の施設として位置づけられる。このため、新たに設置等に係る条例・規則の制定もしくは既存条例・規則の改正が必要になる。また、公立の幼保連携型認定こども園に関する事項のうち、教育課程の基本的事項の策定等の教育委員会と密接に関連する事項について、地域の実情に応じて規則で定めることになっている。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の2)
9	公立の施設については、運営規定を必ず備えなければならないのか。また、私立の施設については、現在備えている運営規定をそのまま使用することは可能か。	法上「特定教育・保育施設は～重要事項に関する規定を定めておかなければならない」となっており、公立・私立の別はないため、公立施設であっても運営規定を定める必要がある。また、現在備えている運営規定が必要事項を満たしている場合はそのまま使用することも可能である。
10	公立幼稚園について認可定員を超えて園児を受け入れることは可能か。	設備基準をみかさなければならぬことは公立も私立も同様だが、公立施設は自治体の財源によって運営をしているため、定員数を超過した際の措置等は自治体の判断によって行っていただきたい。

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
11	公立保育所の広域利用を希望している保護者がいる場合、施設への申し込みは施設所在市町村へ保護者が直接行ってよいのか。それとも居住市町を通し利用調整を行うのか。	居住市町を通さずに申し込みを行うと、居住市町では保育所の利用実態や待機児童の把握が難しくなる。別に把握できる手段があるのであれば構わないが、基本的には居住市町を通して施設所在市町に申し込み等利用調整をするべきである。
12	公立施設は現在利用者負担は、保育所からは保育料、幼稚園からは使用料として料金を徴収しているが、1号認定の児童については来年度どちらで料金を徴収すればよいのか。また認定こども園の保育園部については従来通り保育料として徴収してよいのか。	現在公立・私立に関わらず保育所及び認定こども園保育園部の利用者負担の徴収は児童福祉法56条3項に根拠があるためそれを元に負担金として徴収しているが、新制度では支援法には公立施設の利用者負担額徴収根拠がなく、各自自治体において条例等で定めることとなるため、保育所、認定こども園、幼稚園全て施設使用料という扱いになる。ただ、私立の保育所については、支援法の附則第6条に徴収の規定があるため、従来と変わらず負担金として徴収することができる。また、この扱いは施設のタイプにより変わるものではない。
13	自治体向けFAQに利用者負担の強制徴収について記載があるが、これは公立の幼稚園型の認定こども園の場合は公立の幼稚園と同様に強制徴収の対象外となるのか。また、認定の号数によって対応は異なるのか。	認定こども園については幼保連携型についてはFAQ記載の通りだが、保育所型については保育園と同様、幼稚園型については幼稚園と同様の整理となる。つまり公立の幼稚園及び幼稚園型の認定こども園については強制徴収の対象外となる。(認定の号数によって対応が変わるものではない)

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
14	公立幼稚園に付いて「給食費」「スクールバス代」については消費税非課税となるのか。	非課税となる。
15	公立施設の広域利用について、居住市町村の定めた利用者負担額を徴収することとなるが、もし居住市町村に施設がなく、利用者負担額の定めが無い場合はどうなるのか。	居住市町村で利用者負担を定める必要がある。しかしその場合も定め方で、施設所在市町村の利用者負担を適用するなど、簡易にする方法はあるかと思うがどういった形にするかは市町村の判断による。
16	公立施設の使用料徴収について、国のFAQでは「公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められる」と記載があるが、地方財務実務提要においては、条例における使用料の規定については「使用料徴収条例には、使用料につき条例で定めることが適当でない技術的細目を除き、すべて条例で具体的に規定することが法意である(中略)また、条例による使用料については少なくとも一件当たりの金額は当該条例中に規定しておくべきであって、金額そのものを条例から規則へ委任してしまうことも適当ではないといえる」との記載がある。国が条例による規定は上限額あるいは範囲等でよいと判断する根拠は何か。	国が判断する根拠としては地方財務実務提要のp2491・3の「～条例上、主要な事項のみを規定し、その他は規則等に委任するということは可能で、ここで主要な事項の範囲が問題になるが、少なくとも条例上、当該使用料金額の上限あるいは範囲等が規定されていることを必要とするものと解すべきである。(中略)条例中にその使用料の金額について一定の基準が示されており、その範囲内で長が具体的に使用料の金額を決定することは違法とはいえない」である。ただ、ここでの記載にも「少なくとも」とあり、市町村の判断で条例に詳細な金額まで定めることとしてももちろん問題はない。なお、FAQの内容については全て総務省にも確認を依頼しており、この部分についても総務省確認済みである。
17	公立幼稚園については、私立と同様に公定価格上の配置基準を満たす必要があるのか。また満たさなかった場合、私立については減算措置があるが、公立についてはどうなのか。	公立については設置認可基準は満たす必要があるが、公定価格上の配置基準は必ず満たさなくてはならないわけではない。ただし交付税措置されているという点を考慮いただき、できれば満たすようにしていただきたい。
【その他】		
1	長時間保育と短時間保育を曜日によって組み合わせで使用しており、月平均時間でみると短時間保育認定になる場合、時間外保育の利用対象となるのか。	実態に応じて市町が判断することとなる。認定区分については申込の際利用者の希望を聞くことになるかと思うが、利用者として標準時間を希望しているが、短時間にも該当する場合は、個別に市町で判断することとなる。また、市町が短時間保育認定をした場合は8時間を超える日については時間外という整理となる。 →自治体向けFAQ(第3版)【認定・利用調整】18
2	施設型給付への移行を利用者に説明する必要があるか。	利用者負担について金額等変更する場合は説明が必要だが、そうでなく、施設の運営費の話であれば利用者には直接関係ない部分であるので説明は不要。
3	入所承諾書、不承諾書、解除通知等の様式は今後示されるか。	様式を示す予定はない。→自治体向けFAQ(第2版)【認定】11
4	子ども・子育て支援法施行規則第7条に「市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする」とあるが、利用者負担額を施設に対して通知することで、その保護者の所得階層等が分かってしまうことになるかと思うが、何故施設に対して通知する必要があるのか。	施設に対して通知する意図としては、新制度では、施設と利用者の直接契約になるため、施設にとっても各利用者からいくら負担金を徴収することになるのか把握する必要があるため。
5	子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する「特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。)」には、地方自治法上の「地方公共団体の組合」(≒一部事務組合)が設置する保育所も該当するのか。	子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する「特定教育・保育施設」は、地方自治法第1条の3第3項に規定する「地方公共団体の組合」が設置する保育所は該当しない。また、「地方公共団体の組合」は子ども・子育て支援法附則第6条第5項に規定する「私人」にも該当しない。
6	7/31の子ども・子育て会議の資料において税額算定に係る控除の取り扱いについて「現行行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取り扱いによる所得階層認定を可能とする」とあるが、これは現在示されている階層区分では扶養控除の再計算が必要ない改正前後で極力中立的なものになるような市町村民税所得割額を設定されていると聞いていたが、その上でさらに扶養控除を行うということなのか。また、「既に入園している者が卒園するまでの間に限り」とは園全体の話ではなく、個人の話なのか(今旧扶養控除算定をしている対象者が在園している間は、園全体が対象となり、来年度から入園した者についても同様の取り扱いができるのか)。	子どもが多い場合など扶養控除についても考慮しないか現在示している階層区分では、改正前後で差が大きくなってしまいうため、そういった特殊なケースを想定した階層区分を新たにお示しする予定(時期は未定)という意味の資料である。モデルケースとして示しているような家庭(子2人)でさらに扶養控除の再計算ができるというわけではない。この階層区分は特に適用対象を限定するものではなく、市町の判断で、設定するかどうかを決めることとなる。(つまり、この階層区分を適用する場合は、経過措置用と、新規入園者用の二つの基準があることとなる。)また、この特例の対象となるのは新制度が施行される前から施設に入所している児童のみである。
7	民間施設について、現在施設と委託契約を結ばずに負担金として運営費を支払っているが、新制度では必ず委託契約を結び、支払いについても委託料として支払わなくてはならないのか。	現行の取り扱いから特に変更はない。委託契約については必ず結ばなくてはならないというものではない(契約を結んでも構わない)。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
8	認定こども園における「給食実施加算」について、公定価格のFAQでは「就業期間中の平均的な月当たり実施日数を除して算出」とあるが、この就業期間中の平均的な月当たり実施日数とは1号認定に限った日数なのか、それとも園全体(2、3号も含んだ)の日数なのか	1号に限った日数である。
9	認定子ども園における「休日保育加算」について、これは保育所の休園日と(日、祝日)と考えてよいのか。それとも1号部分が休園している日も該当するのか。	2、3号認定の休園日である。
10	子ども・子育て支援法第33条には、正当な理由のない提供拒否禁止や、申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならないこと、また、第42条には市町村によるあっせん及び要請に対して協力しなければならない旨が記載されているが、附則の第6条第2項において、これらのことは当分の間適用しないことが記されている。しかし、内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」では正当な理由のない提供拒否禁止や、申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならないこと、市町村によるあっせん及び要請に対して協力しなければならない旨が記載されているが、当分の間適用しないことについての記載は見当たらない。このあたりの整合性についてはどのように解釈したらよいか。	内閣府例「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の附則第二条にある「～第六条及び第七条の規定は適用しない」が、子ども・子育て支援法附則第六条2項の規定に該当する。
11	3号から2号認定への切り替えは、再度申請をもらう必要はあるか？	保護者から再度申請をもらう必要はない。
12	認定こども園について、2号・3号(現保育所分)の認可定員以上の利用定員を設定しようとする場合は、認可定員の変更を県に施設変更届等で申請しなければならないのか？	既存の幼保連携型認定こども園については、みなし規定により認可をしたとみなされるが、これは現行の定員によりみなし認可されることとなる。認可定員以上の利用定員設定は認められないことから、定員の変更届の提出が必要になる。
13	子ども・子育て支援法第27条第3項に、施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。とあり、この第一号に掲げる額は内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額と実際に要した費用の額を比べて低い方の額と理解して。その場合に施設型給付を受ける施設は毎月、実際に要した費用の額を算出しなければならないということか。実際の事務手続きはどのようなものになるのか。	「現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額」とは毎月の実支出額を指すのではなく、各市町村ごとに定めた給付額(公定価格から利用者負担額を除いた金額。利用者負担額を各市町村ごとに定めることは給付額を各市町村ごとに定めることにもなる。)のことをいう。(国の給付単価については現在調整中)そのため、毎月実際に要した費用の額を算出する必要はない。
14	法定代理受領を受けない場合とはどのような場合を想定しているのか。	子ども・子育て支援法第二十七条1項では「当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育に要した費用について、施設型給付を支給する」とあり、同条5項では「市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき費用について、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる」となっている。新制度では、保護者が直接施設型給付を受給することも可能であるため、法定代理受領を受けない場合とは市町村から保護者に施設型給付が支払われ、また利用者負担額と併せた金額を保護者から施設に支払う場合である。
15	保育所入所手続きについて、これまでは4月新規入所に係る手続きと継続入所に係る手続きは、時期を分けて行っているが、新制度移行にあたっては、新規・継続とも同時期に手続きを行わなければならないか？	新規入所と継続入所とで、手続きの時期を合わせなければならないという規定はないため、従来どおりの時期で手続きを行うことができる。
16	障害児の優先利用と応諾義務の関係について、9月10日付けで発出された留意事項では、優先利用に関する基本的な考え方として、障害児の入所は優先されるとのことだが、9月11日の応諾義務に関する国説明資料を踏まえると、あくまで障害児を受け入れることができる施設においては優先的に利用調整を行う、という理解でよいか。	お見込みの通り。障害児を受け入れることができる施設では、健常児よりも優先されるとのこと。
17	応諾義務と教育・保育提供エリアの設定について、「幼稚園等においては～利用者の居住地に着目して通園標準区域(学区)を設定することがある」と国説明資料にあるが、「幼稚園等」には認定こども園も含まれるのか。1号認定については学区という考え方が当てはまるが、2、3号認定についてはそういった考え方は元々ない。施設型が受入れエリアを設定しようとした場合、市町の利用調整の中で「当該区域外で利用可能な他の施設がある場合」に該当しないとして、応諾義務を求められることができるか。	「幼稚園等」には認定子ども園も含まれる。当該資料(9月11日都道府県説明会資料6-5)作成段階では、幼稚園を想定して作成していた。2、3号については、待機児童の発生を防ぐという目的から、「利用可能な他の施設はない」として利用調整の中で応諾を求められることになる。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
18	来年度から「地域子ども・子育て支援事業」に移行する13事業は必ず行わなくてはならないのか。また、特定の事業を行わないとなった場合、市の計画において、その事業は項目から抜いてしまつてよいのか。それとも実施しない事業でも項目として残し市の考え方を記載する等の対応が必要か。	13事業の実施については、市町によっては全て実施することが困難であることも考えられるため、必ず全て実施しなければならないわけではない。基本的な考え方は、ニーズ調査の数字をどのように捉えて、対応策を計画上どのように位置づけるかということ。今現在の希望、ニーズに対して市町がどのように対応していくか明確に説明できるようにしておく必要がある。
19	9月11日の国における新制度説明会資料6-3にみなし確認のために早期提出が必要と考えられる書類の例があげられているが、この6「法第33条第2項の規定により支給認定子どもを選択する場合の基準」(支援法施行規則附則第6条)とあるが、これは保育所の場合利用調整を市町で行うため、必ずしも民間施設で備える必要はないと考えるがよいのか。また7の「法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面」とは具体的に何を記載すればよいのか。	子ども・子育て支援法では、全ての施設は利用者との直接契約が前提となっているため、私立保育所といえど、当該基準を作成することとなる。実際の整理としては、当該基準を定めることは不要、ということになると思うが、そう結論付ける根拠がない。今後国において整理したうえで、FAQに載せる等の回答をする。(法附則第6条2項に経過措置の規定があるが、これは「選考する」ことに対する経過措置であり、「基準を設けること」に対する経過措置の規定ではないため。)誓約書に記載する内容は法第40条第2項に定めのある内容である。
20	処理見込み期間の通知について、保護者の意思確認を行う必要があるか。また行う必要がある場合書面により確認しなくてはならないのか。	保護者の同意は必ず必要なわけではないが、通知をしておくことは必要である。
21	広域利用で他市町の認定を受けた利用者で、認定の下限条件のため、当市町の認定条件に合致しない場合、希望の施設に空きがあったとしても、利用調整を拒否することができるか。	施設を利用できるかどうかの判断は居住市町で行い、広域利用の場合はその判断に基づき調整することとなるため、施設所在地の基準と異なるからといって拒むことはできない。居住市町の基準において認定を受けているのであれば利用調整の対象となる。
22	幼稚園は夏季休暇など施設が長期間休園する場合もあるが、そういった場合給付費の支払いはどうなるのか。例月と同様利用者負担をのぞいた金額を支払うことになるのか。また利用者負担については徴収するのか。	現在も幼稚園及び認定子ども園の幼稚園部については長期休業期間中も利用者負担の徴収をしており、運営費についても支払いをしているかと思う。その取り扱いについては新制度でも変わるものではなく、年間の経費として毎月支払い&徴収するものであるため、給付の減算措置や利用者負担の徴収の停止は行わない。→自治体向けFAQ(第5版)【利用者負担】46
23	栄養管理加算について、これは給食調理を外部委託しており、委託先の業者において栄養士が献立等の管理をしている場合も対象となるか。	委託内容の中に栄養士の関与も含まれているのであれば当該加算の対象となるという方針であるが、現在検討中である。
24	民間保育所の広域利用について、A市の児童がB市の保育所に通っている場合、現在は①保護者はA市の定めた保育料をA市に支払い②B市が運営費を保育所へ支払い③B市は運営費をA市に請求し、利用者負担分も含めた運営費をA市から徴収する という流れだが、新制度ではどうなるのか。	検討中だが、現在と同様の取り扱いとなる予定である。
25	現在の取扱いと同様に「家計の主宰者」として認める基準を各自治体独自で設けることが、新制度においても必要となるのか。(父母の収入が少なく、家計の維持が難しいと判断する際の基準)	お見込みの通り、新制度においても、自治体において判断基準を設けることが必要である。
26	保育園の開所時間はニーズが11時間に満たない場合でも、長短を分けなくてはならないのか。時間設定を地域の実情に応じて単一とすることはできないのか。	地域のニーズとして8時間未満の利用の児童しかいない場合は、時間設定を短時間のみにすることはできるが、長時間認定を受けた児童がいる場合は、長時間の時間帯の設定をする必要がある。
27	保育短時間について、今後国から標準的な施設の開所時間帯というものは示される予定があるのか。	国から示す予定はない。
28	民間給与等改善費については、現在県の審査を経て加算率を決定しているが、来年度処遇改善費については同様の処理を行うこととなるのか。	処遇改善加算については、現在検討中であるが、基本的には現在の民改費と同様に、都道府県において、加算率の承認を行うことで考えている。
29	認定子ども園や新制度に移行する幼稚園の場合、施設と保護者の直接契約となるが、これは契約書を交わさなくてはならないのか。	民衆の契約になるため、国で「こうしなければならない」と定める部分ではないが、民法上契約は必ず書面でしなくてはならないものではない。ただ、第三者に抗弁するにあたって書類は必要不可欠ではある。その点を考慮して書面で交わすか交わさないかを判断していただきたい。
30	現在の地域区分と来年度の地域区分が異なる場合の経過措置とはどのようなものか。市町において適用する地域区分を選択できるのか。	現在検討中であるため、追って方針をお示しする。 →27年1月23日開催国会議資料において提示
31	新制度において保育士の配置基準では新たに「保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配」とある。この非常勤保育士については、勤務時間に制限はあるのか。1人配置していれば特に勤務時間数は問わないと考えてよいのか。また、現在非常勤保育士を常勤保育士換算する場合は「常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る」とあるがこの考え方は新制度においても変更はないか。	当該規定による非常勤保育士については勤務時間の制限はない、人が配置されているのであれば、その非常勤保育士が何時間勤務であっても構わない。非常勤保育士の常勤換算の考え方は新制度においても現行と同様である。→自治体向けFAQ(第8版)【その他】19

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
32	給付額の利用者通知については「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第14条が根拠になるかと思う。しかしこの部分では「特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育にかかる施設型給付の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者にかかる施設型給付の額を通知しなければならぬ」となっているが、私立保育施設の場合も保育所から通知をすることとなるのか。	私立保育所については法定代理受領ではないため、この規定の対象外である。施設からも市町からも通知をする必要はない。対象となるのは私立の認定こども園、幼稚園及び公立施設である。→自治体向けFAQ(第7版)【その他】4
33	多子軽減で利用者負担額を算出する際、年少扶養控除の経過措置を適用した場合は、適用後の金額を基礎として算出するのか。	経過措置を適用した後の金額から多子軽減の割合を減じて計算することとなる。
34	短時間保育の時間帯を複数設けることも場合によっては可能と記載があるが、「施設・事業者が複数の時間帯を設けるべきと判断する場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか。	この取扱いはあくまで例外的な扱いであり、単一の時間帯設定が原則である。具体的なケースについてとくに国で想定しているわけではない。各施設・事業者において判断してもらいたい。
35	平成26年度の運営費単価改正分については、保育士等の給与に反映されるよう各自治体を通じて要請することだが、もし職員の給与に反映させなかった場合何かペナルティはあるのか。また反映させたかどうかの確認を行うのか。	あくまで「要請」であるため、ペナルティや確認を行うわけではない。ただ、増額改定の趣旨を考慮し対応していただきたい。
36	処遇改善加算について、基準年度を保育所は平成24年度で、その他の認定こども園や幼稚園は平成26年度ということだが、何故保育所のみ平成24年度なのか。	保育所については、平成25年度から保育士等処遇改善臨時特例事業補助金が創設され当該補助金については前年度(平成24年度)から処遇を改善した場合に支給される。そのため、保育所については、当該補助金が創設される前の年度を基準年度としている。
37	重要事項説明については、内容に変更がなければ毎年は交付せず、変更があったときに説明という形でもよいか。	制度の変わり目であるため、平成27年度に施設を利用する児童は在園児であっても重要事項の説明・交付が必要だが、来年度以降では、重要事項の内容に変更がないのであれば毎年説明・交付する必要はない。ただし一部でも変更した場合は説明が必要。契約のたびに説明する必要はないため、在園児が1年ごとに入所契約を結ぶ場合に、その都度重要事項の説明が必要なわけではない。
38	公定価格上の配置基準において、非常勤職員となっている部分は、例えば特定の時間非常勤保育士として勤務し、残りの時間は調理員として勤務する場合は、配置基準を満たしていると判断できるのか。	運用においてはいろいろなやり方があるため、一概にこうしてほしいということはいえないが、公定価格上の基準を満たしているのであれば、指導監督基準違反とはならない。現在「非常勤」とのみ示している部分は今後具体的な時間数を示す予定はない(非常勤保育士として3時間働き、残りの時間を非常勤の調理員として働くということもありうる)。
39	配置基準について、給付上、保育標準時間認定の場合は、職員1人と非常勤の経費が短時間に比べ上乗せされているが、これは実際の勤務人数としても確保しなくてはならないのか。	指導監督基準は公定価格上の配置基準となる。施設を認可する際は認可基準(最低基準)を満たしていればよいが、実際の運用上は公定価格上の人員配置が必要となる。現在配置基準という考え方がない私学助成の幼稚園や認定こども園の1号部分、地方裁量型の認定こども園については、新制度以降後すぐに基準を満たすことが難しい場合もあるため、給付の減算措置があるが、その他の施設は満たさなくてはならない基準であるので減算措置も特になく、認可基準を満たしているだけでは指導監督の対象となる。→自治体向けFAQ(第8版)【その他】19
40	現在広域利用の児童については現在運営費を年度末にまとめて委託先の市町に支払いをしているが、新制度で同様の取扱いをすることは問題があるか。	法令上は年度末に精算払いをしてもよいという根拠はない。現在と同様の取扱いをするのであれば市町の責任において行うこととなる。
41	学校法人立の認定こども園の幼稚園部において、時間外に園の施設を利用して、幼稚園の希望者及び卒園児を対象に参加費を徴収して体操教室を実施している。国のFAQにおいて社会福祉法人が収益事業を行う場合、社会福祉事業と同一設備を使用して行うことは認められないとあったが、実費相当額に参加費を徴収する場合にも収益事業とみなされるのか。また、同じ条件で実施したとしても学校法人であれば可能なのか。	社会福祉法人の場合、時間外にいわゆる「お稽古ごと」を料金を取って行うことは「私塾」と同様であるため、実費相当の参加費徴収であっても収益事業に該当し、行うことはできない。学校法人については、このような規制はなく、この取扱いは新制度においても同様である。
42	処遇改善加算について、賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される額については、確実に職員の賃金改善に充てるものとするとの趣旨があったが、これは各法人の給料表や給与規定を改定しなくてはならないのか。	処遇改善加算は現在の保育士処遇改善臨時特例事業費補助金と同様に一時給付による賃金改善も可能である。そのため、必ず給料表や給与規則の改正を行わなければならないわけではない。(もちろん給料表を改正し、基本給に改善分を入れ込むことも可能)

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
43	減価償却費加算について、3/10国説明会で配布された資料1-4では加算要件として「施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、これは創設や定員数を増やす増築・増改築だけでなく、定員増につながらない改築や大規模修繕についても補助金を受けて工事を行った場合は当該加算の対象外ということになるのか。	たとえ大規模修繕のみの費用であっても、補助金を受けている場合は当該加算の対象外となる。当該加算は施設整備補助の対象外である株式会社等を念頭においたものであり、既に施設整備の補助を受けることのできた施設であれば、今後施設整備の必要がある場合も国の補助を受け整備が可能、との考え方による。
44	減価償却費加算について、「施設整備等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後(後略)」とあるが、この「一定年数」とは具体的に何年か。	現在の財産処分の方を踏襲するため、経過年数10年以上ということとなる。
45	3/10国説明会で配布された資料1-4で減価償却費加算と賃借料加算について、両方の加算を受けることはできないとのことだが、分園がある施設の場合、本園が自己所有、分園が賃借の場合、本園と分園の延べ面積を合計し、そのうち50%を超える方の加算を適用するのか。また「50%以上」という書き方がされているが、それぞれ50%ずつである場合両方の加算が受けられるのか。	分園がある場合は、本園と分園の合計の延べ面積により判断することとなる。またもし自己所有面積と賃借面積がそれぞれ50%であった場合は、どちらかの加算を任意で選択することとなる(両方の加算を受けることはできない)。
46	3/10国説明会で配布された資料1-4で入所児童処遇特別加算について、高齢者の範囲を「満60歳以上の者」としているが、従前は「満60歳以上65歳未満の者」という条件だった。65歳未満の者という条件はなくなったのか。	65歳未満という条件は外れた。これは新制度においてはより対象をひろくすべきとの考え方による。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
47	療育支援加算については非常勤職員に係る経費であるため、多様な事業者の参入促進能力活用事業で対象となる職員とは異なるため、療育支援加算を受けている場合でも、「多様な事業の～」の補助金は受けられるということでしょうか。	お見込みのとおり。
48	公定価格の算定シートにおいて、満3歳児の年齢は「年度末で在籍する人数の半分が1年間に渡って継続して在籍するものとして仮定して公定価格を算定」とあるが、この理由は何故か。	年間の満3歳児の在籍数を推計するためにこのような計算方法としている。文部科学省の調査等による在籍率を元に半分と設定している。 満3歳児は3歳になってから幼稚園への入園資格があり、給付の対象ともなるため、正確に言えば「1年間に渡って継続して在籍」ということはありえないが、在籍率の延べ月数で考えると、年度末時点で在籍する人数の約半分程度が1年間に渡って在籍しているものと同じ程度の利用率である、ということ。
49	認定こども園と幼稚園の給付費の請求書様式は示されたが、保育所分は示されないのか。	保育所については従来から同様に請求を行っているはずであるため。保育所分を示す予定はない。
50	加算について様式案が示されていないものは今後追加で示す予定はあるのか。	今のところ追加で示す予定はない。 →平成28年1月7日こ未号外「各種加算における申請様式について」において案が示されており、平成28年度留意事項通知に正式に盛り込まれる予定である。
51	3歳児配置改善加算の場合、児童15人につき保育士1人の配置により加算に該当するが、特に歳児を限定せず、いろいろなクラスの補助に回る保育士が園全体で3人在籍している場合は、加算の対象とすることができるか。	平成27年3月31日付通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」において基本分単価欄に記載のある必要職員の算式を、3歳児の欄を15人に1人の基準に変更し記載のうえ、基準保育士数を満たしていれば対象となる。
52	病育支援加算の要件として、主幹教諭等を補助する者を配置して地域住民等の子どもの病育支援に取り組む場合に加算が適用されるとあるが、この補助者は主任保育士専任加算の補助者と同じでしょうか。	兼ねることはできない。
53	休日保育について、「通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合は、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではありません」(自治体向けFAQ第9版利用者負担額36)とあるが、これは < A保育所：休日保育実施なし B保育所：休日保育実施あり > (1)平日はA保育所を利用しており、休日はB保育所を常態的に利用している。→休日保育利用可能 (2)平日はB保育所を利用しており、常態的な休日保育の利用はしていない。ただし突発的な理由によってB保育所の休日保育に預けたいときがある。→保育が必要であると園が判断すれば休日保育可能 (3)平日はA保育所を利用しており、常態的な休日保育の利用はしていない。ただし突発的な理由によってB保育所の休日保育に預けたいときがある。→休日保育ではなく一時預かりで対応という整理でしょうか。	(1)(2)についてはお見込みのとおり。 (2)については一時預かりで対応すべきだと考えるが、市町及び園が必要と判断する場合には休日保育も利用可能である。(ただし常態的に利用するわけではないので、加算の対象にはならない。)
54	従来幼保連携型認定こども園であった施設については、新制度においても施設長二人分の人件費を給付する経過措置があると思うが、施設長の一方が非常勤・臨時である場合当該経過措置の対象となるのか。	施設長として全ての要件を満たしていれば、勤務形態に関わらず、経過措置の対象になり得る。 保育所における所長設置加算については、保育の質向上のため、本来必置ではない所長を専従として配置することに対する加算であるのに対し、当該経過措置は、従前勤務形態を問わず勤務をしていた所長に対し、認定こども園へ移行したため、必置ではないという理由から、その人件費に対しての加算がなくなるという自体に対しての経過措置である。
55	留意事項における小学校接続加算の要件の一つに、「授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること」とあるが、これには具体的にどのような活動が該当するのでしょうか。	小学校接続加算の加算要件に記載してある内容以上の具体例については特に規定していないため、各施設の判断に基づいた活動を行って頂きたい。 ただし、認定という性質上、書面等で確認した根拠を残すのが望ましい。
56	保育所運営費における「公定価格に関するFAQ」の主任保育士専任加算の欄には、「基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を加配する場合(以下略)」と記載されている。 また、留意事項の主任保育士専任加算の項目では、加算の要件として、「主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるための代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。」として複数の条件が挙げられているが、3歳児配置改善加算についての記述はない。 該当施設がその他の要件は全て満たしているが、3歳児配置改善加算の基準のみ満たしていない場合、加算は認定されるのか。	基本的には、「自治体向け特定教育・保育等に関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項」に記載されている基準を満たしていれば、加算が認定されると考えてよい。主任保育士専任加算を受ける上で、3歳児配置改善加算の基準を満たす必要はないといえる。

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
57	施設型給付費基本加算部分における減価償却費加算について、この加算を受けられる期間は、建物の耐用年数と同じ期間に限定されるのか。あるいは、建物の耐用年数が過ぎても、受けられるものなのか。	建物の耐用年数は本加算を受けられる期間に影響しない。建物の耐用年数を過ぎても、本加算を受けることが可能である。
58	事務職員雇上費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算の要件において、障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用していることある。ここでいう軽度障害児を含む障害児の定義は何か。	障害児の定義自体が各市町で様々であるため、どこまで加算対象とするかは、各市町で現状に即した形で判断することとなる。
59	療育支援加算における主任保育士を補助する者とは、「非常勤職員であって、資格の有無は問わない」と留意事項にある。この補助者は、基本分とは別に配置されていなければならないのか。また、基本単価に含まれる職員構成について、留意事項通知に保育士は「別に非常勤の保育士が配置されていること」と記載があるが、この非常勤保育士の人数に決まりはあるのか。	お見込のとおり。本加算は、療育支援にあたって余剰に雇用している人員についての人件費と捉えられるため、基本分に加え、別途「主任保育士を補助する」職員が必要となる。 公定価格FAQ(9月更新)【Ver.10】p29.NQ.101「基本単価と必要な職員配置」に「保育標準時間認定に係る非常勤保育士など～従事時間等の具体的要件は定められません～実態に応じて市町村が適切に御判断ください。」という旨の記述があることから、施設の実態に見合った体制が整っていることを前提として、人数についての基準はないものと考えられる。
60	休日保育加算について、留意事項通知p19.4(⑩)(1)加算の要件に「日曜日、国民の祝日及び休日」とあるが、この「休日」には年末(12月29日、30日)は含まれるのか、又は年末は通常保育となるのか。年末が通常保育となる場合、年末のうちどちらかが日曜日に該当する場合は休日保育と考えてよいか。	補助金であった前年度と同様の考え方である。よって、基本的に日曜日及び国民の休日が休日という扱いとなる。給付費は年間の休日を平均して見込んでいるため、夏休み及び大晦日と同様に年末も、暦上休日でないため、休日としては考えない。 年末も通常保育と考えるため、年末が日曜に該当すれば休日保育となる。
61	施設機能強化推進費加算の要件中、「乳児が3人以上利用している事業所(4月から11月までの～)とあるが、年度途中開所の施設についてはどう考えればいいのか。	年度途中開所の場合、基本的には開所時点から11月までの利用子ども数で算出することになる。施設機能強化推進費は12月末までに行うよう留意事項通知に明記されており、12月以降開所の場合は、この申請期限を過ぎているため、申請対象外となる。
62	療育支援加算の要件には、「障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する」とある。この「療育支援に取り組む」とは、療育支援のみを行う職員を配置するという意味か。	療育支援加算については、①障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、②地域住民等の療育支援に取り組む(①の者が主任保育士の業務を補助する)場合の2点について、満たしていれば加算されるため、療育支援加算のみに従事する職員を雇用するという意味ではない。
63	施設機能強化推進費加算において、AEDの購入は対象となるのか。	AEDIについては防災訓練において使用するというのであれば、対象とすることができる。
64	利用者数が少ない場合等に、近隣施設で合同保育を実施することは可能か。	制度上、合同保育は認められない。 →平成27年度までは、土曜日共同保育については明示しておらず、制度上認められなかったが、平成28年3月28日厚生労働省資料「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」【人材確保】7.土曜日共同保育の実施可能であることの明確化 に記載あるとおり、共同保育が可能である旨を平成28年度の留意事項通知等で明確化する方向で調整している。
65	新制度移行の幼稚園に係る加算において、「主幹教諭等専任加算」があるが、この「主幹教諭等」に副園長を充てた場合、「副園長・教頭配置加算」の対象外となるのか。	留意事項通知において、「副園長・教頭配置加算」では「学級担任など教育・保育への従事状況は問わない」とあるため、主幹教諭等に該当する場合であっても当該加算の対象とすることができる。
66	主幹教諭等専任加算の要件である代替職員とチーム保育加算の要件である配置基準を超えた保育教諭は、同じ職員が兼ねることは可能か。	人件費の二重取りとなるため、兼ねることはできない。
67	減価償却費加算について、家庭的保育や小規模保育の場合、保育の場が自宅を兼ねている場合があるが、その場合も当該加算の対象となるということよいか。	お見込のとおり。
68	管理者設置加算について、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る」とあるが、これは基本単価に含まれる人員を管理者として充てた場合にも、加算の対象となるということよいか。	保育所等における所長設置加算と同様の考え方となる。管理者を基本単価に含まれる人員の他に配置した場合に、その人件費をみるための加算である。
69	地域型保育で管理者設置加算を受ける場合、管理者は常勤でなければならないのか。	常勤でなければならない。
70	地域型保育の事務職員について、管理者等が兼務する場合等は配置不要とされているが、基本単価に含まれる保育従事者が管理者を兼務し、管理者設置加算を受けない場合、当該保育従事者(管理者)が事務職員も兼務することは可能か。	事務業務と保育従事者として働く時間が区別されているのであれば、保育従事者、管理者、事務職員三者の兼務も可能。
71	第三者評価加算は基本5年に一度付く加算であるが、保育所から認定こども園へ移行した場合、保育所で第三者評価を受け加算も給付されたが、施設が変われば5年以内であっても再度加算の対象となるのか。	施設種別が変われば、5年以内であっても加算の対象となる。

県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
72	所長設置加算に該当する施設長に保育士資格がある場合、常勤の換算数の中に含めることはできるか。	所長設置加算は、所長が保育士数等の配置基準とは別途配置されていることが必要となるため、常勤の換算数に含めることはできない。
73	調理員や看護師等も、保育士と同様に非常勤職員の常勤換算式にあてはめて職員換算をすることができるか。	可能である。
74	①病児保育事業を実施していない保育所で、かつ非常勤の看護師が1名のみである場合又は②病児保育事業を実施している保育所で看護師等を雇用している場合、みなし保育士として常勤換算に計上できるか。	看護師をみなし保育士として扱う場合は、給付費の基本分でその人件費を賄うことになるため、病児保育事業の看護師としてあててはできない。
75	平成26年2月14日雇児発0214第4号において、乳児を4人以上入所させる保育所であれば保健師又は看護師、准看護師を一人に限って保育士とみなして算入できる配置特例が認められているが、保育所以外の施設についても適用されるのか。また、当該配置特例の乳児の算定方法は、定員数なのか実利用人数なのか。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、小規模保育事業所については、特に乳児の入所数によることなく一人に限り保育士、看護師、准看護師を保育士とみなすことができるとされている。乳児は実利用人数で算定する。
76	利用者負担額は、基本分単価と特定の加算により算定した給付限度額が徴収の上限額になる。この限度額に含まれる加算のうち、主任保育士専任加算等各月初日の利用子ども数で割り戻して算出する加算については、各月の利用子ども数の変動に併せて限度額も毎月変動する、ということか。	お見込のとおり。
77	認定こども園の主幹を専任化させるための代替保育教諭等2人について、必ずしも保育業務に携わらなくてもよいのか。	主幹教諭については、基本分単価において1号と2号及び3号で各1人分の人件費を計上している。よって、代替教諭等であっても本来主幹教諭が行うはずの児童の保育業務に携わることが必要。
78	支給認定の際、マイナンバーを確認することが必要となったが、変更の認定申請や毎年行う現況報告など、既に一度確認した相手であってもその都度確認する必要があるのか。	条文上「個人番号」を届け出ることが明記されているものについては、一度既に確認した相手であっても毎回個人番号を確認する必要がある(認定申請や申請内容の変更の届出、支給認定証の再交付等)。ただし、明記されていないもの(現況報告等)については、既に確認した相手であれば、必ずしも毎回確認しなければならないものではない。
79	減価償却費加算について、減価償却が終わった資産(資産価値が無い資産)についても引き続き加算を受けることが出来るのか。	資産価値と減価償却費加算は特に関係がなく、減価償却が終わった資産でも加算の対象となる。
80	減価償却費加算の要件として国庫補助金の交付を受けていないことが挙げられているが、病児・病後児保育のための施設整備を行った(医療関係の事業において補助金を受けている)場合は、通常の保育設備に係る部分の補助ではないため、当該加算の適用は特に問題ないと考えてよいのか。	医療関係の補助金等で補助を受けた部分と、通常の保育で使用する部分が明確に分かれており、利用においても通常の保育で使用する部分でないのであれば特段問題は無い。
81	施設機能強化推進費加算について、「一時預かり事業(一般型)」を実施していることが要件の一つとなっているが、「ただし当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含む」との旨の記載があるが、これはどういうことか。	このただし書き以下は、平成21年度以前、届出が不要であった頃から一時預かり事業を実施している施設についての経過措置であるため、その段階で事業を実施していた施設のみ対象となる。
82	H27.3.31付け国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」のP4(ウ)④に「認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める～地方公共団体における単独保育施策による施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設」とあるが、この「地方公共団体における単独保育施策による施設」とは、どのようなものを指すのか。	「単独保育施策による施設」とは、東京の認証保育所や、横浜市の横浜保育室等、認可基準を満たさない施設でありながら、都道府県等が単独で基準を設けて運営している施設のことである。
83	「H27.3.31付け国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」のP4(ウ)④に「認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める～地方公共団体における単独保育施策による施設」とあるが、この「地方公共団体における単独保育施策による施設」とは、どのようなものを指すのか。	第14条の「当該額」は、公定価格表における各加算の単価のことを示している。よって、各加算の金額は単価を端数処理した値と処遇改善等加算部分の和となり、その後端数処理は行わないため、端数が生じることになる。
84	給付費及び利用者負担額は、月途中の入退所がある場合、日割り計算をすることになっているが、3月の入退所の場合、3月単価のみ付加される加算(施設機能強化推進費加算・小学校接続加算等)についても、その他の加算と同様に日割り計算をするのか。	3月に入退所があった場合に、3月のみ付加される加算を日割り計算に含むと、その他の月と比較して差が出る(3月途中から入所した場合は、その他の月に入所した場合より利用者負担額が上がる等)ため、当該加算については給付費及び利用者負担額の日割り計算は行わない。

## 県施設型給付等Q & A(県確認事項)【6月更新版】

番号	質問	回答
85	<p>「基本分単価に含まれる職員構成」にある「非常勤事務職員」の配置について 非常勤事務職員の注意書きで、「施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること」とあるが、この「施設長等」には、保育士は含まれるのか。 例えば、歳児担当の職員や、フリー保育士が事務職員としての業務を兼務することは可能であるか。</p>	<p>お見込みのとおり、保育士等も含まれる。 ただし、通常、歳児別のクラス担任の保育士が事務に割く時間は無く、クラス担任としての業務に支障をきたすと考えられるので、副主任やフリー保育士等、担当クラスを持たない保育士のみが該当となると考えられる。</p>
86	<p>基本分の職員配置における短時間勤務職員の取扱いについては、公定価格FAQのP11に条件及び計上方法が記載されている。基本分の職員配置において、主幹保育教諭を専任化させるため代替職員を2人配置する場合、このうち常勤分の1人については、公定価格FAQの内容を適用させることが出来るのか。 例えば、FAQの条件を満たした上で、短時間勤務×2人(常勤換算値1人以上)で充当させることが出来るか。</p>	<p>FAQを適用させ、短時間勤務の職員2人で充当させることが可能。</p>